

保健所における主な取組みについて

No	取組み項目	課名	H29年度 [概要(目的・内容・対象・件数・根拠法等)、課題等]	H30年度 [概要、方向性、考え方等]
1	難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)の大都市特例に基づく、都道府県から指定都市への難病関係事務の権限移譲への対応	保健医療課	<p>【目的】 難病法の大都市特例に基づき、平成30年4月1日以降大阪府から本市に権限移譲される難病関係事務を、適切かつ円滑に実施できる業務体制を構築する。</p> <p>【事業内容】 移譲事務のうち主要業務となる特定医療費(指定難病)助成事業の準備のため、以下のとおり、難病患者の医療費助成の申請受付から認定審査、受給者証発行、医療費支払に至る一連の業務スキーム確立に向けた取り組みを行った。 ○特定医療費(指定難病)助成システムの開発、運用 ○指定難病の認定審査会等の設置 ○条例、規則等関係規程の制定、帳票類の作成等</p>	<p>【目的】 平成30年4月1日から難病法の大都市特例に基づき権限移譲された事務の主要業務である特定医療費(指定難病)助成事業を適切かつ円滑に実施する。</p> <p>【事業内容】 市内約7,000人の指定難病患者の療養生活を支えるため、特定医療費(指定難病)の助成につき、受給者の申請受付から認定審査、受給者証発行までの処理を迅速かつ適切に行う。また、府や近隣政令指定都市等と情報交換を行いながら、業務の効率化を図る。</p>
2	骨髄移植の普及促進	保健医療課	<p>【目的】 骨髄等の移植を必要とする白血病等の患者を1人でも多く救うため、骨髄移植について普及促進を図る。</p> <p>【主な取組内容】 ○献血併行型ドナー登録会の拡大 (平成28年度:4回 35人、平成29年度:11回 118人) ○骨髄移植「語りべ」講演会と啓発映画「迷宮カフェ」上映会開催(10月8日(日)サンスクエア堺 102人) ○NPO法人関西骨髄バンク推進協会と協定を締結(11月15日)し、普及啓発の取組みの強化 ① 骨髄移植についての理解の促進 ②ドナー登録者の増加 ③ドナー骨髄提供をしやすい環境整備 ※NPO法人のクラウドファンディングを活用した資金調達を側面支援 ○大阪府及び上記NPO法人との協働によるドナー登録会説明員養成研修会の開催(3月16日)</p>	<p>【目的】 骨髄等の移植を必要とする白血病等の患者を1人でも多く救うため、骨髄移植について普及促進を図る。</p> <p>【主な取組内容】 昨年度に協定を締結したNPO法人関西骨髄バンク推進協会をはじめ、大阪府や日赤、企業、市民等と協働・連携を強化しながら取り組む。 ○骨髄移植の理解促進 ・主に若年層を対象とする効果的な啓発活動の実施 ○ドナー登録者増加のための取組み ・献血併行型ドナー登録会の効果的実施 ○ドナーが骨髄等を提供しやすい環境の整備 ・関西骨髄バンク推進協会が実施するドナー支援事業への広報・周知等支援</p>
3	アスベスト対策における市民の健康に関する取り組み	保健医療課	<p>【目的】 過去に石綿にばく露した可能性のある方に対し、健康被害への不安を和らげるとともに、健康状態を確認し、今後の健康管理に役立てる。また、石綿関連疾患を発症した方に対し、速やかな救済措置を行う。</p> <p>【主な取組内容】 ○石綿(アスベスト)検診 ①検診の実施 市内3医療機関に委託して実施。 (受診者 H27:46人、H28:26人、H29:45人) ②受診勧奨、制度の周知 ・「アスベスト講演会」を開催(6月3日、参加者 193名) ・講演会の開催案内及び検診内容を掲載したチラシを配布 ・広報紙(H28:1回→H29:4回掲載)、ホームページに掲載。 ③受診者の健康管理の支援 「アスベスト健康手帳」を平成29年度受診者全員に配布。</p> <p>○石綿健康被害救済制度 ①給付申請の受付 ②制度の周知(広報紙、ホームページに掲載)</p>	<p>堺市アスベスト対策推進本部会議 啓発検討部会との連携のもと、市民団体や(独)環境再生保全機構など関係機関の協力を得ながら、検診制度の周知のほか、アスベスト健康被害についての正しい知識の普及啓発など、アスベストにかかる市民の健康に関する取組みについて更なる充実を図る。</p> <p>【取組予定】 ○石綿(アスベスト)検診 ・平成30年9月～11月に実施の予定。 ・「堺シティレポ」など新たな周知方法を活用した広報を実施予定 ○市民向け講演会 啓発検討部会と連携し、開催の予定 ○「アスベスト健康手帳」を平成27・28年度受診者にも遡って配布 ○石綿健康被害救済制度 ①給付申請の受付 ②制度の周知(広報紙、ホームページに掲載) ・「堺シティレポ」など新たな周知方法を活用した広報を実施予定</p>

保健所における主な取組みについて

No	取組み項目	課名	H29年度 [概要(目的・内容・対象・件数・根拠法等)、課題等]	H30年度 [概要、方向性、考え方等]
4	結核の取組み	感染症対策課	<p>【結核ハイリスク者健診】 目的:結核のハイリスクグループといわれる高齢者、生活困窮者、高まん延地域からの入国者に対し、健診を実施し、患者の早期発見・まん延防止に取り組む。 内容:胸部エックス線検査 対象:シルバー人材センター 結果:98名受検 要経過観察者や要精密検査者に対し、受診結果確認し、結核との診断は無し。 根拠法:結核に関する特定感染症予防指針 結核対策特別促進事業</p>	<p>【結核対策】 H29年 結核り患率 16.5 り患率は年々減少傾向である (H28年 19.5) ○患者管理・・・結核患者全員にDOTSを引き続き行い、実施率95%以上(国基準)を維持する。(H27年登録患者実績97.7%) ○接触者健診・・・受診率の向上をめざし面接や電話での勧奨を継続し発病の早期発見、まん延の防止に努める。 ○ハイリスク者健診・・・シルバー人材センターを対象に、10/17～22に市内4か所で実施予定。 特に結核罹患率の高い80歳以上の高齢者に対する啓発を強化するとともに、単発の健診とならないよう、肺がん・結核検診の周知や定期健康診断の導入など継続的な受検につなげる。</p>
5	その他感染症の取組み	感染症対策課	<p>【肝炎フォローアップ事業】 目的:肝炎ウイルス検査による陽性者に対し、相談や啓発、早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。 内容:B型肝炎・C型肝炎ウイルスが陽性または感染している可能性が高いと判定された人に受診状況等現況の確認と未受診者の受診勧奨。 結果:合計50名 (要精密検査受診率 76.3%) 根拠法:肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針</p> <p>【HIV研修会】 目的:高齢化が進むHIV/エイズ患者に対する、地域の医療機関や介護施設の理解を深める。 中核拠点病院である、市総合医療Cとの連携を図る。 内容:堺市HIV研修会(市総合医療Cとの共催) 対象:医療機関・介護保険施設・訪問看護ST・各保健センター 結果:34施設 63名参加 課題:地域の受け入れ体制整備を継続して取り組む。</p>	<p>【その他感染症】 ○国の「H32年度までに排除状態を達成する」方針により、風しんについて、1例発生からの積極的疫学調査対応を行う。 ○疫学調査班の研修開催や、検疫所や府で実施される訓練や研修会に参加し、平時から危機対応に備えてのスキルを身に付ける。 ・堺市立総合医療センターと共に1類感染症患者移送訓練を実施予定。 ○夜間 HIV検査に梅毒検査を同時実施し受検機会を拡大する。 ○HIV検査の更なる充実を図るため、検査場所の移転や即日検査での抗原・抗体検査を実施する。 ○HIV/AIDSに対する理解を深めるために、医療機関や介護施設等に対し医師会や中核拠点病院と連携し研修会を開催する。 ・8～9月に堺市医師会と共催で研修会を開催予定。 ○肝炎フォローアップ事業の評価と、より効果的な実施内容の検討、国や府の制度変更を注視し、必要な対応を行う。</p>
6	予防接種事業	感染症対策課	<p>【麻しんの接種率の向上】 国の「麻しんに関する特定感染症予防指針」で定められている接種率目標(95%以上)を達成するため、10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳、就学前と各健診等の案内時に案内チラシを送付し、年度当初には市内幼稚園・こども園を通じて個別通知を送付。また、未接種者に対して、別途個別通知を送付。 結果:(平成29年度)麻しんの予防接種接種率95.8%</p> <p>【接種体制の確保】 日本脳炎ワクチンの一部メーカー製が熊本地震の影響により、一定期間供給停止となったが、販売業者及び卸売業者に対し、他のメーカー製の出荷の前倒し等を要望し、また、特定の医療機関に偏在が生じないよう、卸業者と連携し、調整を行った。</p> <p>昨年度のインフルエンザワクチンの生産・供給が全国的に遅れたことから実施期間内(平成30年1月31日)までに接種できなかった方に対して期間延長(平成30年2月1日から3月31日まで)の救済措置を行った。</p>	<p>【特別の理由による任意予防接種費用助成制度の創設】 定期接種の免疫が骨髄移植手術等によって失われた場合の再接種費用を助成することで、疾病の発病及び感染症のまん延を防止するとともに、被接種者(保護者)の負担軽減を図る。 ・広報さかい及び市ホームページでの周知。 ・市内医療機関、近畿大学医学部附属病院(大阪狭山市)及び大阪母子医療センター(和泉市)への情報提供。</p> <p>【高齢者の肺炎球菌予防接種】 国の定める対象者について、5年間(平成26～30年度まで)の経過措置が終了することから、継続して広報さかい、市ホームページ等で周知を行う。また、制度に関しての国の動向を注視し、変化があった場合には必要な取組みを実施する。</p>

保健所における主な取組みについて

資料3

No	取組み項目	課名	H29年度 [概要(目的・内容・対象・件数・根拠法等)、課題等]	H30年度 [概要、方向性、考え方等]
7	HACCP(ハサップ)による衛生管理の普及	食品衛生課	<p>HACCPに沿った衛生管理の制度化にむけ、HACCPに関する知識の普及と衛生管理の技術的支援等により、事業者が段階的にHACCPを導入できるような取組みの推進と食品衛生監視員の監視技術向上が課題となっている。</p> <p>平成29年度は、食品製造施設を中心にHACCP導入状況を調査した。60施設を調査し、導入しているのは17施設であった。</p> <p>※HACCP(ハサップ)とは 原材料から最終製品に至るすべての製造工程において、どのような危害発生の可能性があるかを分析し、危害発生を防止するために重要な工程を管理し、記録化する衛生管理の手法のこと。</p>	<p>平成29年度の調査結果をもとに、HACCP導入に意欲のある事業者と連携し、HACCPに関する知識の普及、施設への具体的な技術的支援等により、HACCP導入施設の増加につなげる取組みを行う。</p> <p>また、施設への技術的助言、導入支援を経験することで培われる監視技術の向上により、HACCP普及に対応できる食品衛生監視員の育成を図る。</p>
8	カンピロバクター食中毒等の発生防止対策	食品衛生課	<p>カンピロバクター食中毒の主な原因は、生や加熱不十分な鶏肉である。本市では、平成29年のカンピロバクター食中毒は0件であったが、平成27年に3件、平成28年に4件のカンピロバクター食中毒が発生し、いずれも鶏肉の生食等が原因と推定されるものであった。</p> <p>背景として、事業者、消費者ともに鶏肉の生食に対するリスクの認識が不十分であることが指摘されている。鶏肉に限らず食肉(牛・豚)を生食等することは、腸管出血性大腸菌のリスクもあり、事業者への監視指導だけでなく、講習会、啓発イベント、ホームページ等により食中毒の発生防止にむけた取組みを行った。</p>	<p>厚生労働省の平成29年全国食中毒発生状況によると、最も発生件数が多かったのはカンピロバクター食中毒であった。引き続き、事業者、消費者双方に向けた以下の取組みを行い、食中毒の発生防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼鳥、居酒屋等の事業者に対し、施設立入時にメニューを確認し、鶏肉の生食を提供することの危険性について指導するとともに、食品衛生講習会を開催し、食品衛生知識の周知を図る。 ・消費者に対し、区民まつりにブースを出展し、パネルとクイズによる参加型の啓発イベントを行うとともに、カンピロバクターの注意をイラストにしたうちわによる街頭キャンペーンを行う。また、若年層に対しては、市内7大学にチラシを配布し、鶏肉の生食が食習慣化しないよう呼びかけを行う。
9	食品表示の適正化	食品衛生課	<p>平成29年9月より全ての加工食品の原料原産地表示が義務化(平成34年3月末まで猶予期間あり)されるなど、表示ルールは複雑になっており、事業者への正しい表示知識の周知が課題となっている。</p> <p>平成30年2月には、大阪府との共催事業として事業者向けの食品表示講習会を堺市役所で開催し、表示知識の普及と監視指導により適正表示にむけた取組みを行った。</p>	<p>表示誤り等の不適切な表示の排除にむけて、事業者への監視指導を行うとともに、講習会、ホームページ等により正しい表示の知識の普及を図る。</p>
10	適正飼育の普及啓発	動物指導センター	<p>【根拠法令】 動物の愛護及び管理に関する法律</p> <p>【主な取組み内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正飼育講習会の実施 ・動物愛護週間における動物愛護フェア(啓発イベント)での啓発 ・譲渡時の啓発 ・多頭飼育などによる不適切な飼育への指導啓発 <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼育する個人や動物取扱業者による不適切な飼育や周囲環境の悪化 ・高齢者、独居者等による飼育放棄、飼育継続困難な状態 	<p>飼育動物への動物愛護の意識が高まる傾向がある一方、十分な管理ができない、また、様々な事情で飼育継続ができなくなってしまう状況になる方がいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼育者の把握と啓発 ・多頭飼育をする動物取扱業者(ブリーダー)への指導 ・高齢者、独居者等への適正飼育などの啓発 <p>災害時に被災者がペットを適切に飼養するためには、日頃からの準備や適正飼育が重要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対策について、堺市獣医師会と定期的に会議を持ち、その中で適正飼育の啓発についても検討を進める。

保健所における主な取組みについて

資料3

No	取組み項目	課名	H29年度 [概要(目的・内容・対象・件数・根拠法等)、課題等]	H30年度 [概要、方向性、考え方等]
11	犬猫譲渡制度	動物指導センター	<p>【目的・内容】 「市で収容した犬猫に新たな飼い主を探す。」、また、「犬猫を飼育することが困難になった人が新たな飼い主を探す。」ため、各々犬猫を譲りたい人、飼育したい人の登録をするもの</p> <p>【課題等】 ・特に市で収容した犬猫の譲渡にあたっては、高齢の方や独居の方が希望されることも多い。一方で独居高齢者が病気などにより世話(飼育)が出来なくなるケースがある。 ・猫よりも犬の飼育希望者が多い、一方、収容数は犬猫とも減少傾向ではあるが、猫の飼育希望が不足する傾向となっている。</p>	<p>犬猫譲渡制度の一部改正により、高齢者等希望者に以下のような変更を加えた。 ・65歳以上の方や独居の方が飼育希望の申請を行う際には、犬猫を譲り受けた後、飼育が困難になった際、代わりに飼育してもらえ人の同意を必要とすることとした。</p>
12	地域猫活動啓発及び支援	動物指導センター	<p>【目的】 地域住民と飼い主のいない猫との共生</p> <p>【内容】 地域住民が主体となって、地域住民の理解と協力のもと、飼い主のいない猫に不妊手術を行い、地域のルールに基づいて餌や糞の管理などを行うことにより、飼い主のいない猫の被害を減らし、トラブルをなくしていくための活動</p> <p>【予定実施数(予算)】 120頭分(8グループ分) 960,000円</p>	<p>広報、ホームページ等各種機会を通じた啓発、特にTNR活動(※)をしている方や地域で野良猫に困っていると相談時に啓発を行う。適宜講習会も行う。</p> <p>(※)TNR活動とは、Trap(捕獲)、Neuter(不妊去勢手術を施す)、Return(元のなわばりに戻す)の英語の頭文字をとった言葉で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていく目的で実施するもの。</p> <p>【予定実施数(予算)】 150頭分(10グループ分) 1,200,000円</p>
13	適法な宿泊施設(民泊)の確保について	環境薬務課	<p>旅館業法に基づく許可、及び許可施設に対する年1回の立ち入り検査を実施することで、適法な宿泊施設を確保し、宿泊者及び市民の安全安心を守る。</p> <p>また、宿泊仲介サイトを介し、無許可で営業している宿泊施設(いわゆる民泊)への対策が喫緊の課題である。</p> <p>このことから、旅館業法の許可を取得せず又は住宅宿泊事業法の届出を行わずに営業している施設に対し、営業をやめるか、もしくは旅館業法や住宅宿泊事業法に基づいた適法な手続きを行うよう指導を行う。</p>	<p>現行の旅館業法に加え、住宅宿泊事業法が平成30年6月15日から施行された。旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づき、宿泊施設に対し適切に対応することで、市民の安全安心の確保に努めていく。</p> <p>住宅宿泊事業届出件数:4件(6月15日時点) 旅館業施設数:84件(6月15日時点)</p>
14	浄化槽の定期検査受検率向上への取組み	環境薬務課	<p>浄化槽法第11条に規定する定期検査の受検について、これまでも立入指導を実施してきたところであるが、受検率の向上は喫緊の課題となっている。</p>	<p>本市内では、ほとんどの区域が下水道公示区域であるため、下水道部局と連携して、浄化槽の維持管理や下水道接続についての規定を十分に説明し、下水道接続指導とあわせて定期検査受検指導を行い、受検率向上に繋げていく。</p> <p>また、広報やホームページによる啓発に加え、定期検査受検について個別に通知文書を送付し、啓発を強化する。</p>
15	害虫に対する市民理解の高揚と自主的な予防・防除行動の促進	生活衛生センター	<p>害虫は例年、季節性と周期性がある中で発生しているが、市民相談の大半は害虫の発生後に、その不快感や危険から回避するためにもたらされるものであり、害虫の種類別相談件数を年度比較しても、そう大差なく推移している。</p> <p>「虫の相談窓口として、市民生活の安全安心の確保に寄与する」というセンターの使命から、寄せられた相談に適切に対処するということはもちろんのことであるが、受動的啓発から能動的啓発を強化し、それぞれの害虫の発生期前に当該害虫の生態や対処方法を分かりやすく周知し、市民の自主防除意識の高揚を促進していくことが肝要である。</p>	<p>各害虫の発生期を見据え、生態や対処方法などを市民に事前周知することで、害虫に対する市民理解の高揚と、自主的な予防・防除行動を促進するため、次の取組みを強化する。</p> <p>①市民通報に対する訪問調査回数をできるだけ増やし、フェイス・トゥ・フェイスを基本とした市民目線に応じた啓発実施に努める。 ②経年の市民対応実績を踏まえ、効果的な啓発の実施時期を逸さないよう、広報への記事掲載やホームページの適宜更新を実施する。 ③パソコンや携帯端末の利用が苦手な市民に対しては、自前で作成したチラシを区民情報コーナーなどに配架する。 ④センター訪問者については、市民啓発コーナー『むしむしランド』への入室を積極的に案内し、職員対応による分かりやすい啓発を行う。</p>